

資料提供

令和3年2月10日
課名:産業廃棄物対策課
担当:重野
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である光栄電工株式会社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県北部厚生環境事務所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	<small>こうえいでんこう</small> 光栄電工株式会社 代表取締役 <small>はやし ひでき</small> 林 秀樹 （広島県三次市三次町46番地の6）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03408125295号 許可年月日：平成28年1月31日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和3年2月10日
処分理由	同社の役員は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定される罪により、広島地方裁判所三次支部において禁固1年4月、執行猶予4年の判決を受け、平成30年3月8日に刑が確定した。 このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当するものとして、法第14条第5項第2号ニで規定する同号イに該当する者のうち、法第7条第5項第4号ハに規定する者に該当するため。